第百五十五条の三十四第三項並びに第六項第三号ロ及び第四号ロ中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改める。

第百五十五条の三十五第五項中「第百五十条第一項」を「第百四十七条第一項」に、「第百五十条第二項」を「第百四十七条第二項」に改める。

第百五十五条の三十六から第百五十五条の四十二までを次のように改める。

（連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算）

第百五十五条の三十六　法第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する政令で定める金額は、連結法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る次に掲げる金額の合計額とする。

一　所得税法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税（所得税法施行令第三百条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国所得税をいう。次号において同じ。）の額に、当該収益の分配（同法第百八十一条（源泉徴収義務）又は第二百十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該連結法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）

二　所得税法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税の額に、当該収益の分配（同法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該連結法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額がその支払を受ける収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）

2　法第八十一条の十五の二第一項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額（同項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　集団投資信託（合同運用信託、所得税法第二条第一項第十五号（定義）に規定する公社債投資信託及び同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託（第百四十条の二第一項第一号（法人税額から控除する所得税額の計算）に規定する特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額　その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される分配時調整外国税相当額

二　前号に掲げるもの以外の分配時調整外国税相当額　その分配時調整外国税相当額の全額

3　第百五十五条の二十六第二項から第六項まで（連結法人税額から控除する所得税額の計算）の規定は、前項各号に定める金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	
前項において準用する第百四十条の二第一項第一号に定める所得税の額は、同号	第百五十五条の三十六第二項第一号（連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算）に定める分配時調整外国税相当額は、第百四十条の二第一項第一号
所得税の額（その所得税の額に係る法第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）に係る分配時調整外国税相当額及び	分配時調整外国税相当額（法第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）に係る分配時調整外国税相当額
課される所得税の額	

第三項			
、第一項において準用する第百四十条の二第一項第一号に定める所得税の額	のその所得税の額に係る	、第百五十五条の三十六第二項第一号に定める分配時調整外国税相当額のその分配時調整外国税相当額（法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）に係る	
（同号	所得税の額の	（第百四十条の二第一項第一号	分配時調整外国税相当額の
第三項各号	所得税の額に	分配時調整外国税相当額に	

第百五十五条の三十七から第百五十五条の四十二まで　削除

第百五十五条の四十三第二項第七号中「第八十一条の十三」の下に「及び第八十一条の十五の二（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「額」の下に「及び第十二条の二（分配時調整外国税相当額の控除）」を加え、同項第八号中「第八十一条の十三」の下に「及び第八十一条の十五の二」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「第十一条」の下に「及び第十二条の二」を、「地方法人税の負担額として帰せられる金額」の下に「の合計額から法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額を控除した金額」を加える。

第百五十五条の四十四第一項中「課された所得税の額」の下に「（その所得税の額に係る法第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額を控除く。第一号ロにおいて同じ。）」を加え、同項第一号イ中「第百四十条の二第一項第一号」を「第百五十五条の二十六第一項において準用する第百四十条の二第一項第一号」に改める。

第百五十五条の四十五の次に次の一条を加える。

（連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算）

第百五十五条の四十五の二　法第八十一条の十八第一項第四号（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する政令で定める金額は、法第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）の規定により連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除される金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　各連結法人の個別分配時調整外国税相当額（各連結法人の当該連結事業年度における法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額をいう。次号において同じ。）の合計額

イ　第百五十五条の三十六第二項第一号（連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算）に掲げる分配時調整外国税相当額　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　第百五十五条の三十六第二項第一号に定める分配時調整外国税相当額を同条第三項において準用する第百五十五条の二十六第二項（連結法人税額から控除する所得税額の計算）の規定により計算した場合　同項の規定により計算した金額の合計額

(2)　第百五十五条の三十六第二項第一号に定める分配時調整外国税相当額を同条第三項において準用する第百五十五条の二十六第三項の規定により計算した場合　同項に規定する銘柄ごとに各連結法人のその分配時調整外国税相当額に控除分配時調整外国税相当額割合（当該銘柄ごとの各連結法人のその分配時調整外国税相当額の合計額のうちに同項の規定により計算された当該銘柄ごとのその分配時調整外国税相当額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額の合計額

ロ　第百五十五条の三十六第二項第二号に掲げる分配時調整外国税相当額　同号に定める金額の合計額

二　各連結法人の個別分配時調整外国税相当額